

被扶養者として協会けんぽ加入中のご家族が就職された場合
【※ 保険証の資格は自動的に切替にはなりません！】

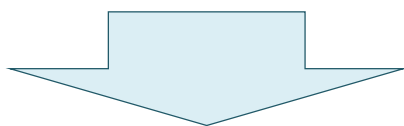
保険証資格の切替には、ご家族の就職先での加入手続のほか、ご家族として加入の被扶養者資格を解除する手続が必要です。

以下の事例にご家族の状況を照らし合わせ、必要な手続等をご確認ください。

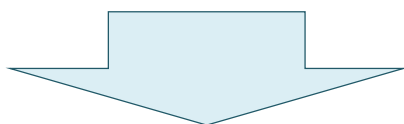
【 事 例 】

- ・ A男：W株式会社勤務、「W株式会社名義の協会けんぽ」加入中
 - ・ B子（A男の家族）：**被扶養者**として、「W株式会社名義の協会けんぽ」加入中
- ☞ 4/1にB子がY有限会社に就職し、「Z健康保険組合に加入」した

① 4/1にB子が就職、Z健康保険組合より保険証が発行される。



② A男はB子が就職したことをW株式会社に報告し、
B子の協会けんぽの保険証を返却する。



③ W株式会社は**日本年金機構**に『B子の協会けんぽ被扶養者資格を
4/1付で解除する届出（被扶養者異動届）』と保険証返却を行う。

※ ご注意いただきたい点

1. Z健康保険組合の保険証は通常、就職日の4/1当日には交付されません。
交付されるまでの間に医療機関を受診される場合も、協会けんぽの保険証は使用できません。
保険証がない状況での受診については、Z健康保険組合にご相談ください。
2. もし、B子が4/1以降に協会けんぽの保険証を使用してしまった場合、A男に医療費の
返還義務が発生します。

※ 資格の切替は「就職」が主要因となります。

☞ 学校を卒業して就職する方が多い「4月」は 特にご注意ください。